

◎新潟県告示第947号

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定により、新潟海区における共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の内容たる漁業について、次のとおり免許した。

令和5年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 共同漁業権

免許の存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

| 公 示 号 | 免 許 号 | 漁業権者の住所及び氏名 | 漁業種類及び氏名、 漁場の位置及び区 域、漁業時期 | 制限又は条件 |
|------------|------------|--|-------------------------------------|---|
| 新 共 第1号 | 新 共 第1号 | 岩船郡粟島浦村84番地乙 粟島浦漁業協同組合 | 令和5年5月23日新潟 県告示第639号公示 内容のとおり | — |
| 新 共 第2号 | 新 共 第2号 | 新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合 | 同 上 | ①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網5ヶ統以内及び2階網2ヶ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ヶ統以内及び2階網6ヶ統以内とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ④村上市勝木地内勝木川河口中央より半径700メートルの区域内における第2種共同漁業さけ小型定置漁業は操業してはならない。 |
| 新 共 第3号 | 新 共 第3号 | 同 上 | 同 上 | ①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ヶ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ヶ統以内とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ヶ統以内とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 |
| 新 共 第4号 | 新 共 第4号 | 同 上 | 同 上 | ①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 |
| 新 共 第5号 | 新 共 第5号 | 同 上 | 同 上 | ①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 |
| 新 共 第6号 | 新 共 第6号 | 同 上 | 同 上 | 第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 |
| 新 共 第7号 | 新 共 第7号 | 北蒲原郡聖籠町大字網代浜1612番地 147 聖籠町漁業協同組合 | 同 上 | 第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。 |
| 新 共 第8号 | 新 共 第8号 | 新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合 | 同 上 | ①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 |

| 公 示 号 | 免 許 号 | 漁業権者の住所及び氏名 | 漁業種類及び氏名、 漁場の位置及び区 域、漁業時期 | 制限又は条件 |
|-------------|-------------|------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 新 共 第9号 | 新 共 第9号 | 新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合 | 令和5年5月23日新潟 県告示第639号公示 内容のとおり | ①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、 漁具の定数を1階網2ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の 網目は、10節以上とする。 ③新潟港第2西防波堤灯台を中心として半径4,000 メートルの区域内における第2種共同漁業雑魚小型 定置漁業は操業してはならない。 |
| 新 共 第10号 | 新 共 第10号 | 同 上 | 同 上 | 第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網 目は、10節以上とする。 |
| 新 共 第11号 | 新 共 第11号 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 新 共 第12号 | 新 共 第12号 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 新 共 第13号 | 新 共 第13号 | 長岡市寺泊大町9778番地1 寺泊漁業協同組合 | 同 上 | ①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁 具の定数を1階網又は2階網3ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁 具の定数を1階網又は2階網3ケ統以内とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、 漁具の定数を1階網又は2階網2ケ統以内とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の 網目は、10節以上とする。 |
| 新 共 第14号 | 新 共 第14号 | 新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合ほか1漁業協同組合 | 同 上 | ①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁 具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁 具の定数を1階網1ケ統とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の 網目は、10節以上とする。 |
| 新 共 第15号 | 新 共 第15号 | 新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合 | 同 上 | ①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁 具の定数を1階網又は2階網1ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁 具の定数を1階網又は2階網1ケ統以内とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の 網目は、10節以上とする。 |
| 新 共 第16号 | 新 共 第16号 | 同 上 | 同 上 | 第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網 目は、10節以上とする。 |
| 新 共 第17号 | 新 共 第17号 | 上越市大字黒井2912番地 上越市漁業協同組合 | 同 上 | 同 上 |
| 新 共 第18号 | 新 共 第18号 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 新 共 第19号 | 新 共 第19号 | 同 上 | 同 上 | ①第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の 網目は、10節以上とする。 ②直江津港港湾区域及び直江津港導流堤灯台から 321度2,200メートルの点を中心とする半径700メー トルの検疫錨地の区域内における第2種共同漁業雑 魚小型定置漁業は操業してはならない。 |
| 新 共 第20号 | 新 共 第20号 | 新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合ほか1漁業協同組合 | 同 上 | — |

| 公 示 番 号 | 免 許 番 号 | 漁業権者の住所及び氏名 | 漁業種類及び氏名、 漁場の位置及び区 域、漁業時期 | 制限又は条件 |
|-------------|-------------|---|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 新 共 第21号 | 新 共 第21号 | 糸魚川市大字能生字中山7567番地2地 先 上越漁業協同組合ほか1漁業協同組合 | 令和5年5月23日新潟 県告示第639号公示 内容のとおり | — |
| 新 共 第22号 | 新 共 第22号 | 上越市大字黒井2912番地 上越市漁業協同組合 | 同 上 | — |
| 新 共 第23号 | 新 共 第23号 | 糸魚川市大字能生字中山7567番地2地 先 上越漁業協同組合 | 同 上 | 第2種共同漁業ばいご漁業に使用する漁具の網 目は、10節以上とする。 |
| 新 共 第24号 | 新 共 第24号 | 糸魚川市大字市振903番地 青海町漁業協同組合 | 同 上 | 同 上 |
| 新 共 第25号 | 新 共 第25号 | 新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合 | 同 上 | — |
| 新 共 第26号 | 新 共 第26号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 共 第27号 | 新 共 第27号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 共 第28号 | 新 共 第28号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 共 第29号 | 新 共 第29号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 共 第30号 | 新 共 第30号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 共 第31号 | 新 共 第31号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 共 第32号 | 新 共 第32号 | 長岡市寺泊大町9778番地1 寺泊漁業協同組合 | 同 上 | — |
| 新 共 第33号 | 新 共 第33号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 共 第34号 | 新 共 第34号 | 新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合 | 同 上 | — |
| 新 共 第35号 | 新 共 第35号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 共 第36号 | 新 共 第36号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 共 第37号 | 新 共 第37号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 共 第38号 | 新 共 第38号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 共 第39号 | 新 共 第39号 | 同 上 | 同 上 | — |

| 公 示 番 号 | 免 許 番 号 | 漁業権者の住所及び氏名 | 漁業種類及び氏名、 漁場の位置及び区 域、漁業時期 | 制限又は条件 |
|-------------|-------------|---------------------------|-------------------------------------|--------|
| 新 共 第40号 | 新 共 第40号 | 新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合 | 令和5年5月23日新潟 県告示第639号公示 内容のとおり | — |
| 新 共 第41号 | 新 共 第41号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 共 第42号 | 新 共 第42号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 共 第43号 | 新 共 第43号 | 同 上 | 同 上 | — |

2 区画漁業権

免許の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

| 公 示 番 号 | 免 許 番 号 | 漁業権者の住所及び氏名 | 漁業種類及び氏名、 漁場の位置及び区 域、漁業時期 | 制限又は条件 |
|------------|------------|--------------------------------------|-------------------------------------|--------|
| 新 区 第1号 | 新 区 第1号 | 岩船郡粟島浦村84番地乙 粟島浦漁業協同組合 | 令和5年5月23日新潟 県告示第639号公示 内容のとおり | — |
| 新 区 第2号 | 新 区 第2号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 区 第3号 | 新 区 第3号 | 新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合 | 同 上 | — |
| 新 区 第4号 | 新 区 第4号 | 同 上 | 同 上 | — |
| 新 区 第5号 | 新 区 第5号 | 上越市大字黒井2912番地 上越市漁業協同組合 | 同 上 | — |
| 新 区 第6号 | 新 区 第6号 | 糸魚川市大字能生字中山7567番地2地 先 上越漁業協同組合 | 同 上 | — |

3 定置漁業権

免許の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

| 公 示 番 号 | 免 許 番 号 | 漁業権者の住所及び氏名 | 漁業種類及び氏名、 漁場の位置及び区 域、漁業時期 | 制限又は条件 |
|------------|------------|---------------------------|-------------------------------------|--------|
| 新 定 第1号 | 新 定 第1号 | 岩船郡粟島浦村123番地1 有限会社粟島定置 | 令和5年5月23日新潟 県告示第639号公示 内容のとおり | — |
| 新 定 第2号 | 新 定 第2号 | 同 上 | 同 上 | — |

| 公 示 番 号 | 免 許 番 号 | 漁業権者の住所及び氏名 | 漁業種類及び氏名、 漁場の位置及び区 域、漁業時期 | 制限又は条件 |
|------------|------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------|
| 新 定 第3号 | 新 定 第3号 | 岩船郡粟島浦村123番地1 有限会社粟島定置 | 令和5年5月23日新潟 県告示第639号公示 内容のとおり | — |
| 新 定 第4号 | 新 定 第4号 | 糸魚川市大字寺島976番地1 株式会社糸魚川定置網 | 同 上 | — |
| 新 定 第5号 | 新 定 第5号 | 糸魚川市大字外波186番地11 松本要ほか2人(市振定置網組合) | 同 上 | — |
| 新 定 第6号 | 新 定 第6号 | 糸魚川市大字873番地5 大巻信浩ほか2人(市振定置網組合) | 同 上 | — |